

新潟県社会人サッカーリーグ運営要綱

(新潟県社会人サッカーリーグの運営)

第1条 新潟県社会人サッカーリーグ(以下「県リーグ」という)の運営は、リーグ運営委員長を長とするリーグ運営委員会が行う。

(県リーグの構成)

第2条 県リーグは、新潟県社会人サッカー連盟(以下「連盟」という)に加盟するによる1部・2部・3部及び4部リーグで構成し、ブロック制を敷くことができる。

2 各リーグ及びブロックのチーム数の変更は、リーグ実行委員会で諮り総会で決定する。

3 運営母体を同一とするチームは、同一リーグ或いは同一リーグで複数のブロックが有る場合の同一ブロック内では、1チームのみとする。

(委員)

第3条 県リーグには、連盟理事から選出された次の委員を置くものとし、リーグ運営委員会で承認を得なければならない。

(1)リーグ運営委員長 1名

(2)リーグ運営副委員長 2名

(3)リーグ総務委員長 1名

(4)リーグ規律委員長 1名

(5)リーグ審判委員長 1名

(6)リーグ運営委員 各リーグ又はブロックに1名

(7)リーグ会計委員 各リーグ又はブロックに1名

2 委員の任期は原則2年とするが、リーグ運営委員及びリーグ会計委員は1年とする。但し、再任は妨げない。

(委員の役割)

第4条 各委員の役割は、次のとおりとする。

(1)リーグ運営委員長は、リーグの全てを統括する。

(2)リーグ運営副委員長は、リーグ運営委員長を補佐し、リーグ運営委員長に不測の事態が生じた場合その業務を代行する。

(3)リーグ総務委員長は、県リーグの会計を統括する。

(4)リーグ規律委員長は、県リーグに係る規律全般を担当する。

(5)リーグ審判委員長は、県リーグに係る審判全般を担当する。

(6)リーグ運営委員は、当該リーグ又はブロックの運営を監督する。

(7)リーグ会計委員は、当該リーグ又はブロックの会計を担当する。

(リーグ運営委員会)

第5条 リーグ運営委員会は、委員及びリーグ参加チームで構成し、次の事項を審議・決定す

る。

- (1) 運営要綱等の改廃
- (2) 委員の改選
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 事業計画及び事業報告
- (5) その他の重要事項

- 2 リーグ運営委員会は、毎年1回以上リーグ運営委員長の招集により開催し、リーグ運営が円滑に行なわれるよう統括する。
- 3 リーグ運営委員会は、委員及び加盟チーム総数の2/3以上の出席をもって成立するものとする。
- 4 リーグ運営委員会の議長は、リーグ総務委員長があたる。

(リーグ実行委員会)

第6条 リーグ実行委員会は、第3条で規定する委員の中から、次の委員で構成する。

- (1) リーグ運営委員長
- (2) リーグ運営副委員長
- (3) リーグ総務委員長
- (4) リーグ規律委員長
- (5) リーグ審判委員長

2 リーグ実行委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) リーグ運営委員会において、審議・決定する案を作成する。
- (2) 県リーグで規定している罰則について適用があった場合、事象を確認する。

(参加資格)

第7条 公益財団法人日本サッカー協会(以下「日本協会」という)に登録申請と登録料の納入を行い、連盟加盟費及び県リーグ参加費を納入しており、1年間を通し確実に**県**リーグ**戦**を戦えるチームであること。

2 追加登録選手の**県**リーグ**戦**出場については、日本協会に追加登録申請を行い、追加登録料の振込みが完了した日から出場可能とする。なお、選手証が届くまでは、追加登録申請書のコピー及び振込み用紙を携帯し試合に出場すること。

(選手資格)

第8条 新潟県社会人サッカー連盟規約(以下「規約」と言う。)第5条第1項に規定するチームの選手であることとする。

2 選手資格について疑義が生じた場合は、理事会にて審議し裁定を下す。

(選手登録)

第9条 新潟県社会人サッカー連盟運営要綱第3条の規定による。

2 県リーグに、同一年度で異なるチームから選手として出場することはできない。

(新規参加)

第10条 規約第14条第1項及び第2項の手続き完了により、県リーグへの新規参加資格を有するものとする。

2 参加初年度は、最下位リーグに所属する。

(継続参加)

第11条 規約第15条の手続き完了により、県リーグへの継続参加資格を有するものとする。

2 次年度県リーグへの参加を取りやめるチームは、継続加盟申請手続きの締切り日までに表明しなければならない。なお、チーム登録のみを継続するチームの場合は休部扱いとし、県リーグへ復帰時の所属リーグは以下のとおりとする。

(1) 県リーグの参加を取りやめる年度に所属するべきだったリーグ数から、休部期間の年数を加えた数のリーグから参加とする。4以上になる場合は、4部リーグとする。

(2) 休部から復帰したチームがあった年度の該当リーグは、通常の県リーグ所属チーム数に復帰したチームを加えてリーグ戦を行う。

(日程及び日程表)

第12条 日程は、各リーグで決定し、リーグ運営委員長に報告する。リーグ実行委員会で調整しリーグ運営委員会で決定する。

2 日程表は、リーグ運営委員が当該県リーグ所属チームの協力を得て作成する。なお、止む得ない理由で日程の変更が生じた場合は、リーグ運営委員長へ報告し了承を得てから変更する日程で試合を行う。

3 県リーグは、毎年4月から11月までの開催期間とする。但し、1部リーグは、原則として北信越県リーグ決勝大会(チャレンジリーグ)の1ヶ月前までに終了する。

(試合)

第13条 各リーグ又はブロックにおいて、原則各チーム1回総当たり方式で行う。

(順位の決定)

第14条 試合の勝ちチームには3点、引き分けには両チーム1点があたえられ、勝ち点の多い順に順位を決定する。

2 勝ち点の合計が同一の場合は、以下の順序による。

(1) 全試合のゴール・デファレンス (得点 - 失点)

(2) 総得点数の大小

(3) 当該チーム同士の対戦成績

(4) フェアプレーポイント数の大小

(5) ただし、リーグ運営委員長が認めたときは、この限りではない。

3 各ブロック間における順位の決定も、第2項の通りとする。

(北信越県リーグ決勝大会出場チーム)

第15条 1部リーグの1位チームが、北信越県リーグ決勝大会(北信越チャレンジリーグ)へ新潟県代表としての出場権を得る。当該チームが出場できない場合は、次績のチームが出場する。

2 北信越リーグに所属しているチームと同一母体のチームは、新潟県代表として出場できない。当該同一母体のチームが代表の地位にある時は、次の順位チームが新潟県代表として出場する。

(審判)

第16条 審判の割り当ては、1部リーグの主審は連盟審判部で行い、その他は各リーグ又はブロックで決定する運営委員長が行う。

2 審判は、本リーグ参加チームの帯同審判員又は連盟審判部が要請した審判員で行い、連盟審判部が要請した審判員の日当及び旅費は、新潟県社会人サッカー連盟(以下「連盟」と言う。)が負担する。

3 審判は、『新潟県社会人サッカー連盟審判要則』に基づき行う。

4 審判員の日当・旅費等は、『新潟県社会人サッカー連盟会計要綱』による。

(罰則)

第17条 罰則が科せられる場合は、次のとおりとし、原因となったチームに科すものとする。ただし、処分方法はリーグ規律委員長が調査し、リーグ実行委員会で確認し、理事会が裁定を下す。

(1)割り当てられた審判を怠ったり、審判の要件を満たすことができなかった場合

(2)割り当てられた当番を怠った場合

(3)出場資格のない選手を出場させた場合

(4)棄権試合が発生した場合

(5)没収試合が発生した場合

(6)その他、リーグ運営委員長が該当すると認めた場合

(会計)

第18条 当該年度の予算、並びに前年度の決算は、リーグ総務委員長が作成して実行委員会に諮り、リーグ運営委員会で決定する。

2 当該年度の県リーグ参加費等は、リーグ運営委員会の決定による。

(その他)

第19条 本要綱に定めのない事項が発生した場合、リーグ実行委員会で調査し、リーグ運営委員会に諮って処理する。

2 本要綱は新潟県社会人サッカーリーグ運営要綱細則を定め運用する。

附 則

本要綱は、昭和52年 4月 1日より施行する。

昭和61年	4月	改正
昭和63年	4月	改正
平成10年	4月	改正
平成11年	3月	改正
平成18年	3月	改正
平成20年	4月	1日改正
平成26年	4月	1日改正
平成29年	4月	1日改正
令和 6年	4月	1日改正